

入所案内をよく読んでからお申込みください

令和8年度 保育所入所申込み案内

4月入所申込

受付期間	令和8年2月19日(木)～令和8年3月6日(金)
受付場所	与那国町役場 長寿福祉課 TEL 87-3575
受付時間	午前9時～午後5時
内定通知時期(予定)	令和8年3月12日(木)

※土・日・祝祭日を除く

6月以降入所申込

入所希望月	申込受付開始日	申込受付期限	内定通知時期(予定)
6月	令和8年4月1日(水)	令和8年4月30日(木)	入所希望月の 前月中旬
7月	令和8年5月1日(金)	令和8年5月29日(金)	
8月	令和8年6月1日(月)	令和8年6月30日(火)	
9月	令和8年7月1日(水)	令和8年7月31日(金)	
10月	令和8年8月3日(月)	令和8年8月31日(月)	
11月	令和8年9月1日(火)	令和8年9月30日(水)	※年度途中の内定のお ご連絡はお電話にて お伝えします。
12月	令和8年10月1日(木)	令和8年10月30日(金)	
1月	令和8年11月2日(月)	令和8年11月30日(月)	
2月	令和8年12月1日(火)	令和8年12月28日(月)	
3月	令和9年1月4日(月)	令和9年1月29日(金)	

※定員に空きが出た場合のみの申込となります。空きが出た場合は、町役場ホームページにて通知いたします。

申込時の注意事項

- ◆書類に不備がある場合は、受付できません。
- ◆添付書類のコピーは窓口では行いません。各自事前にご用意ください。
- ◆各種証明書類の有効期限は、発行日(証明日)から3ヶ月以内です。
- ◆継続してご利用いただく場合も、お申込みが必要です。
- ◆原則、郵送での受付は行っていません。(転入予定を除く)
- ◆申請は保護者又は保護者より委任された者に限ります。
- ◆申込期限厳守となります。期日以降の受付はできません。

1、令和8年度祖納保育所保育士(有資格者)数 (令和8年4月1日見込み)

主任保育士:1名

保育士 :3名

2、令和8年度の受け入れ定員数

年齢	定員	保育士	補助員
0歳児			
1歳児	5名(4)	1名	未定
2歳児	6名(5)	1名	未定
3歳児	12名(10)	1名	未定

※令和8年度は保育士不足の為、0歳児クラスは閉鎖となります。

又、()内の人数は、補助員が0名の場合の受け入れ定員数となります。

3、保育の必要性の認定について

保育所を利用する場合、市町村が保育の必要性の状況に応じ、次の1・2・3号のいずれかに認定し、保護者の皆様に「支給認定通知書」を交付することになります。

なお、保育の必要性の認定は「支給認定申請書」を提出して頂く事で行いますが、保育の必要性の状況に変更が生じた場合は改めて申請して頂き、新たに支給認定を決定することが必要です。

保育の必要性の認定区分

認定区分	利用できる施設
1号認定 満4歳以上で、教育を希望する場合。2号認定子ども以外のもの	幼稚園
2号認定 満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育所
3号認定 満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育所

4、保育時間について

☆開所時間

☆ 平 日 午前 8 時 00 分 ~ 午後 5 時 30 分

☆ 土曜日 午前 8 時 00 分 ~ 正 午

・保育時間は、保護者の皆様の勤務地及び勤務時間に応じて、保護者の皆様と保育所で相談し設定いたします。設定した時間での登所・降所をお願いいたします。

仕事等の都合により、保育時間の変更が必要な場合には、その都度、事前にご連絡ください。

・土曜日保育は、土曜日も勤務で家庭保育ができないお子さまへ向けての保育となります。

・島の行事(旧盆・旧十六日祭)の際には、家庭保育のご協力をお願いいたします。

※リフレッシュ保育

年に数回、土曜日の午前中を開所日とし、保護者の皆様のリフレッシュのためにお子さんを預かる日を設置します。この日は、保護者の皆様の仕事の有無にかかわらずお預かりいたします。

5、給食について

☆未摂取食品に関して

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく考えから、未摂取食品がある献立の日におきましては、お弁当・おやつを持参していただきます。

☆アレルギー対応について

アレルギー対応が必要なお子さんを保育所に預ける場合、アレルギー源が含まれる給食・おやつの提供日は家庭からお弁当・おやつを持参していただきます。

☆お弁当の日について

・毎月、お誕生会の日にはお弁当・デザート(フルーツ、ゼリー等)を持参していただきます。

・職員体制により、お弁当を持参していただく日が、お誕生会の日とは別に、ひと月に複数日となる場合があります。

・島の行事(家庭保育をお願いしている旧盆・旧十六日祭)の際は、お弁当を持参していただきます。

6、保育を必要とする要件と期間

要件	認定基準	保育必要量	保育利用期間
家庭外就労	家庭外で就労している事を常態としている	標準時間	就労期間中
家庭内就労	家庭内で日常の家事以外の仕事をする事を常態としている		
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない事	産前3ヶ月～産後1ヶ月までは標準時間 産後2ヶ月目からは短時間	産前3ヶ月 産後3ヶ月
疾病・障害	長期にわたる病気やケガ、又は、心身に障害がある	申請内容により、判断	療養期間中
介護・看護	同居の親族を常時介護、又は看護していること	申請内容により、判断	同居親族の療養期間
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている事	標準時間	災害復旧に要する期間
就学	就学している事（就学・技術取得の為、昼間学校や職業訓練等に在籍している場合）	短時間	就学期間中
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	標準時間	必要な期間
その他	行方不明・拘禁等の理由により不在の場合	申請内容により判断	必要な期間

※標準時間 8:00 ～ 17:30

※短時間 9:00 ～ 15:30

注意事項

- *入所基準に該当していても保育所の定員等の関係により入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- *家庭外・家庭内の就労時間はいずれも1日6時間以上、週5日就労していることが基準です。
- *産前・産後預け入れ期間中育児休業を取得した場合、保育を必要とする事由に該当しなくなったとみなし、承諾された期間内でも退所となります。再度入所の申込をお願いします。
- *障害のある児童や、発達・発育に遅れが感じられる児童の申込を希望する保護者の方は、長寿福祉課窓口にてご相談ください。
- *申込後に、世帯状況・勤務状況（勤務先が決定した場合、時間や日数等）の変更がありましたら、令和8年3月10日（火）までに勤務証明書を提出してください。期日後に提出したものは、選考・審査に反映されませんので十分にご注意下さい。

7、申込みに必要な書類

- ①保育所入所申込書兼現況届
- ②保育状況調査票
- ③支給認定申請書
- ④誓約書
- ⑤保育の必要性を証明する書類(5 ページ)
- ⑥その他の書類(該当する方のみ 6 ページ)
- ⑦住民票謄本→町外在住の方がいる場合、その方も添付
- ⑧健康診断書→初めて申込される方(内定の連絡後に診療所で受診して下さい)
- ⑨その他(確認事項チェックシート)

※兄弟で申込む場合、⑤⑥⑦はコピーの提出で可能です。

保育の必要性を証明する書類一覧

保育の必要性	提出書類	注意事項
就労中又は、採用予定	勤務証明書(指定様式)	
自営業 (自営業従事者・ 家族従業員を含む)	就労証明書(指定様式)※1 就労状況申告書(指定様式)	※1お住まいの地区の民生委員の署名・捺印 ただし、法人化している場合又は、自営業を証する書類の添付がある場合は省略可
妊娠・出産	① 親子健康手帳(母子手帳)の写し ② 就労証明書(指定様式)※2 (月 120 時間以上の就労をしている方)	① は共通 産前:表紙と予定日が記載されているページ 産後:表紙と出生証明のページ ② は該当する方のみ提出 ※2は産前産後休業期間の記入があるもの
保護者の 疾病・障害	疾病の場合(保護者・同居者共) ① 診断書(指定様式) 障害の場合(保護者・同居者共) ① 障害者手帳の写し、又は診断書	障害で認定する場合の該当者は、 ●身体障害手帳(4 級以上) ●療育手帳(B2 以上) ●精神障害手帳(3 級以上) の手帳保持者となります
同居家族の 介護・看護	① 診断書(指定様式) ② 介護・看護証明書 ③ 介護保険被保険者証の写し (介護認定を受けている方のみ)	
災害復旧	被災証明書(役場にて発行)	
就学	① 在学証明書の写し ② 日程表の写し	日程表は授業日数、時間等が確認できるもの

その他の書類一覧(該当する方のみ)

世帯の状況	必要書類
生活保護受給世帯	生活保護受給者証
里親世帯	里親委託証明書(児童相談所で発行)
ひとり親(母子・父子)世帯	下記①～③のいずれか一つ ① 児童扶養手当受給者証の写し ② 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③ 戸籍謄本(児童扶養手当を受給していない母子・父子世帯で離婚日の記載があるもの)
世帯に障害者がいる	下記①～③のいずれか一つ ① 障害者手帳(身体・精神・療育)の写し ② 特別児童扶養手当受給者証の写し ③ 障害基礎年金証書の写し
保護者の一方が町外在住 (※入所希望日時の状況)	下記①、②の両方 ① 町外での居住が確認できる書類(住民票や賃貸契約等) ② 住民税課税(非課税)証明書(令和7年度、令和8年度)
令和7年1月1日に 町外に在住	令和7年度住民税課税(非課税)証明書 (令和6年1月～12月分) ※4月～8月の入所利用調整及び保育料算定に必要
令和8年1月1日に 町外に在住	令和8年度住民税課税(非課税)証明書 (令和7年1月～12月分) ※9月以降の入所利用調整及び保育料算定に必要
保育士として勤務または、 採用予定で保育士加点を希望	保育士子どもの優先入所加点に関する誓約書(指定様式)
申請者が保護者以外	委任状(任意様式)

注意事項

- ◆各種証明書類は、入所希望月時点における保育の必要性を証明するものです。申込み時の要件が入所希望月においても同一である必要があります。
- ◆各種証明書類は **3ヶ月以内**に発行されたものに限ります。
- ◆添付書類のコピーは窓口では行いません。ご自身で事前にご用意ください。(きょうだいでお申込みの場合はそれぞれの申込書に添付が必要です)。
- ◆入所後も電話・訪問・書類提出による保育に欠ける状態を確認させていただきます。ご協力お願い致します。

8、住民税を証明する書類

保育料の算定のため、住民税額を証明する書類の提出が必要となる場合があります。
以下 2～3 の場合は、該当する方それぞれの住民税額を証明する書類をご提出ください。

	保護者の状況	必要な書類
1	令和7年1月1日時点で 与那国町の方	書類の提出はありません。
2	令和7年1月1日時点で 与那国町民ではない方 (市外住民・転入者など)	令和7年1月1日時点の住所登録地で発行される「令和7年度住民税課税(非課税)証明書」(コピー可で保護者それぞれが必要)。※「 <u>所得証明書</u> 」とは異なります。
3	令和8年1月1日時点で 与那国町民ではない方 (市外住民・転入者など)	令和8年1月1日時点の住所登録地で発行される「令和8年度住民税課税(非課税)証明書」(コピー可で保護者それぞれが必要)。※「 <u>所得証明書</u> 」とは異なります。

※保育施設利用調整の際、または入所後の保育料算定の際に、住民税の申告に基づく税額が必要となります。
所得がない場合でも、確認のために申告が必要となりますので、お早めに手続きをお願いします。
※マイナンバーの提供により「住民税課税(非課税)証明書」の提出を省略できる場合があります。

個人番号(マイナンバー)の記載について

個人番号(マイナンバー)は、保育料の算定及び利用調整に係る事務において利用します。
なお、個人番号(マイナンバー)記載がない場合でも、利用調整において不利になることはありません。
個人番号(マイナンバー)の提供において、なりすましや誤りを防止するため、申請書提出の際に番号の確認と本人確認をさせていただきます。番号と本人確認に必要な書類は下表のとおりです。

番号 確認	個人番号(マイナンバー)が記載された下記の書類(いずれか1点を提示) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票の写し
本人 確認	(写真付きの場合)いずれか1点を提示 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 (写真なしの場合)いずれか2点を提示 <input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書

※代理の方が申し込みにいらっしゃる場合、保護者の番号と本人確認書類及び代理人の本人確認書類、代理権の確認書類(下記参照)をご提出ください。

【法廷代理人】戸籍謄本、その他その資格を証明する書類

【任意代理人】委任状

9、保育料について

保育料は、児童と同一世帯で生計を共にしている保護者の市町村県民税(所得割額)の合算により、与那国町の令和8年度階層別保育料に基づいて算定します。

- ・所得税額は、事業主が発行する源泉徴収票、又は確定申告書で確認します。
- ・所得税が発生していない世帯は、町民税の課税状況により算定します。
- ・**3歳児**以上については保育料はありませんが、主食費として**毎月500円**いただきます。

※4月からの保育料は、保護者から提出して頂いた課税資料に基づいて仮賦課(仮算定)し決定しています。
6月以降の市町村民税確定後に確認し変更があった方のみ通知します。
変更された保育料は、4月にさかのぼって適用されますので、納付済みの保育料との差額分は、還付として手続きさせていただきます。

決定					再決定						
令和8年度 前期保育料					令和8年度 後期保育料						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度の市民税所得割額					令和8年度の市民税所得割額						
令和6年1月~12月分の収入					令和7年1月~12月分の収入						

※保育料の算定に必要な所得申請がない場合は、一番高い階層で保育料を仮決定します。

【保育所における保育料算定時の個人情報の取扱い】

保育所における保育料の算定にあたり取得した個人情報については、保育料算定および保育所運営に必要な範囲内でのみ利用し、適切かつ厳重に管理します。なお、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。

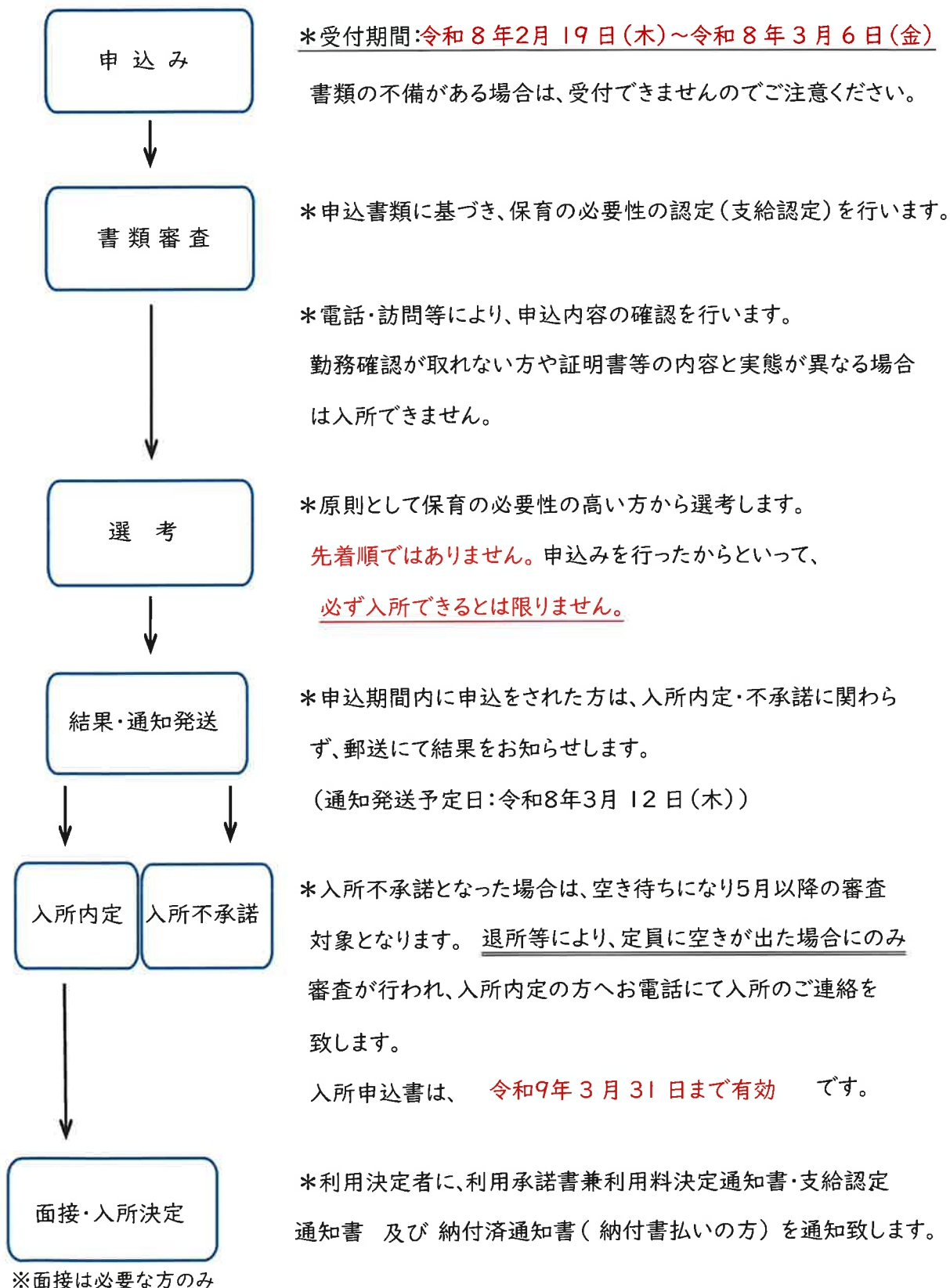
10、保育料の納付について

保育料の納付方法は、**窓口払い**または**口座振替**になります。
振替は、**毎月10日**(但し10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)
引き落としは、当月分になります。残高不足にならないようご注意ください。
納付書は令和8年3月中旬に保護者宛に入所決定通知書と同封し発送いたします。

※口座引き落とし希望の方は、与那国町役場 長寿福祉課に相談して下さい。
尚、対応している口座引き落としは、下記の二つです。

金融機関 → **沖縄農業協同組合** or **ゆうちょ銀行**

11、申込から入所までの流れ



12、《参考》令和8年度 与那国町保育料

※この表は、2号・3号認定された児童に適用されます。

階層	階層区分	3号認定 (満3歳未満)	2号認定 (満3歳以上)
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2階層	ひとり親世帯等	0円	0円
	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	ひとり親世帯等	9,000円	0円
	48,600円未満 一般世帯	19,500円	0円
第4階層	ひとり親世帯等 57,700円未満	9,000円	0円
		一般世帯 30,000円	0円
	ひとり親世帯等 77,101円未満	9,000円	0円
		一般世帯 30,000円	0円
所得割課税額 97,000円未満	30,000円	0円	
第5階層	169,000円未満	41,000円	0円
第6階層	301,000円未満	41,000円	0円
第7階層	397,000円未満	41,000円	0円
第8階層	397,000円以上	50,000円	0円

○ 多子軽減の年齢制限なしの対象ライン

一般世帯 : 所得割 57,700円未満

(第2子は半額、第3子以降は無料)

ひとり親世帯等: 所得割 77,101円未満

(第2子以降無料)

ラインより上の方は、年齢にかかわらず兄弟姉妹をカウントします。

ラインより下の方は、就学前の特定教育・保育施設に同時に入所している兄弟姉妹をカウントします。

※算定の基準は、**児童の4月1日時点の年齢**になります。年度途中で誕生日を迎えてもその年度が終了するまでは、保育料算定の基準となる年齢区分は変わりません。

13、よくある質問～Q&A 形式でお答えします～

★利用申込に関すること★

Q1 期間内に申し込めば、必ず入れますか？

A 定員の空き状況によりますので、必ず入所できる保証はありません。

Q2 母子父子家庭の子は優先的には入れますか？

A ひとり親の調整指数はありますが、保育を必要とする理由に点数付けを行い、優先度の高いほうから案内となりますので、ひとり親だから必ず入所できるというものではありません。

Q3 就労(採用)予定でも申込できますか？

A 保育所入所申込は採用予定でも受付けています。後日、職場へ就労確認を行います。

Q4 ならし保育の期間はどの程度ですか？

A ならし保育の期間は約1週間程度を目安としていますが、お子さまの様子や年齢等により前後する場合があります。

Q5 現在入所していますが、次年度も申込みが必要ですか？

A 年度(4月～3月)単位での申込みです。今年度入所中(保留中)にかかわらず、次年度入所を希望するすべての児童は、改めて申込みが必要です。

★保育料及び給食費に関すること★

Q6 年度途中で3歳になったら、保育料は無償化されますか？

A 利用者負担額は、4月1日時点での年齢を基準とするため、3歳になったとしても無償化されません。

Q7 欠席した場合でも利用者負担額(保育料)はかかりますか？

A 保育施設等を退所しない限り、通所の有無にかかわらず利用者負担額(保育料)は全額納付していただきます。また、主食費(3歳児のみ)も同様です。

Q8 月途中で退所・休所した場合、保育料は日割りになりますか？

A 月途中での退所は日割りをしていますが、休所した場合は、日割りは行っていません。

Q9 ひとり親家庭の利用者負担額(保育料)は無料ですか？

A 保育料は世帯の課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

★その他★

Q10 退所手続きはどこでしますか？

A 与那国町役場 長寿福祉課へ「退所届(指定様式)」を退所希望日の2週間前までに提出し
手続きを行って下さい。届け出が遅れた場合には、翌月までの保育料を納付していただく事が
あります。

例)6月まで利用したい。

⇒退所希望日は6月30日になります。退所届は6月15日までに提出して下さい。

Q11 長期間お休みする場合も届け出が必要ですか？

A 里帰り出産で1ヶ月を超える場合は、長期欠席となり、保育所へ「長期欠席届(指定様式)」を届け出する
必要があります。ただし、帰省や旅行などで連続して2週間以上お休みする場合は、保育を必要としないと
みなし、退所の対象となります。

食育のしおり

【食育について】

食育とは・・・※食育基本法前文より

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

食育とは日々の積み重ねによって培うものです。子どもたちが毎日の保育所生活の中で、友達と楽しく食事をしたり、食物を見たり触れたり、そういった楽しい食体験を重ね、健康なからだと豊かな人間性を育みます。

食育目標 楽しく食べて元気な子

- お腹のすくりズムの持てる子ども
- 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- 一緒に食べたい人がいる子ども
- 食事作り、準備に関わる子ども
- 食べ物を話題にする子ども



<年齢ごとの目標>

0歳児	保育者と一緒に楽しく食べる
1歳児	様々な食材にふれ、楽しく食事をする
2歳児	自ら食べる楽しさ、おいしさを知り、喜んで食べる
3歳児	様々な食べ物を食べる楽しさ、何でも食べる大切さを知り、食事のマナーを身につける。

※目標に向けた取り組みについて、毎月1回の給食会議にて定期的に評価を行います。

【給食について】

1 栄養管理

- 1) 管理栄養士による栄養管理を行っています。
- 2) 「日本人の食事摂取基準2025年版」及び身体計測結果から給与栄養目標量を算出しています。
- 3) 保育所給食で1日の45%（昼食30%+おやつ15%）の栄養量を提供することを目標にしています。（朝食25%、夕食30%を想定）
- 4) 献立は2週間サイクルメニューを実施しています。（サイクルメニューとは一定期間の献立を定め、それを繰り返し提供する給食管理の方法です。）

利点：1回目より2回目が慣れて食べやすく、食べる意欲につながる。職員間の情報共有もでき、2回目の工夫がしやすい。旬の短い食材を複数回食することができる。等

2 衛生管理

- 1) 食物アレルギーをお持ちのお子さんに個別の対応を行っています。（事前面談有り）
- 2) 衛生管理マニュアルに沿って安全・安心な給食提供に努めています。
- 3) 調理担当者等は定期的に食品衛生研修を受講しています。また、調理員以外に保育士も厨房に入ることがありますので職員全員に検便、衛生教育を行っています。
- 4) 診療所受診や各種健診（乳幼児健診・歯科検診等）で遅れて登園する場合、衛生管理上、昼食は12：00以降、おやつは15：30以降の提供はできませんのでご了承ください。
- 5) 食具（箸、スプーン等）をご持参いただきます。毎日清潔なものを持たせてください。

3 給食で大切にしていること

- 1) 必要な栄養の摂取ですこやかな身体の発達・発育につながります。
- 2) 楽しい食事時間を共有することで豊かなこころを育みます。
- 3) さまざまな食品・料理を食べる経験の積み重ねが味覚の発達につながります。
- 4) 食事・おやつを規則正しくとり、おなかがすくりズムを持つことで、健全な生活習慣になります。
- 5) 咀嚼（そしゃく）嚥下機能の発達を見守ります。
- 6) 正しい食べ方を知り、食事のマナーを身につけます。
- 7) 食べ物を大切にする気持ち、感謝のこころを育てます。



4 行事食等

季節ごとの行事に合わせ、行事食や食に関わる園行事を行っています。

月	給食行事食	食に関わる園行事
5月	5月8日ゴーヤーの日（ゴーヤー使用）	給食試食会 ※食育のお話を聞き、給食を食べます
7月	7月7日七夕（七夕ライスなど）	
9月	お彼岸（おはぎ）	「ブールンはい！ハイ！の日」 ～おにぎりを作って食べよう～
10月	10月2日豆腐の日（島豆腐使用） 10月31日ハロウィン（かぼちゃ使用）	月見団子作り
11月		お料理会 ※カレーライスを作って食べます
12月	冬至（とうんじーじゅーしー） クリスマス（クリスマス洋食）	
1月	1月7日（沖縄風七草粥）	「ブールンはい！ハイ！の日」 ～みそを作ろう～
2月	2月3日節分（恵方巻、大豆等）	
3月	3月3日ひなまつり（ちらしずし、貝の潮汁、ひなあられ等） お彼岸（ぼたもち）	卒園お祝いバイキング給食 ※ひまわり組のみ
不定期		「ブールンはい！ハイ！の日」 ～野菜の収穫体験をしよう～

★月に一度お誕生会があります。この日はお弁当持参になります。（おやつは保育所で提供）